

熊本県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県（以下「県」という。）は、「障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（令和7年2月19日付け障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知及び令和7年2月26日付けこ支障第38号こども家庭庁支援局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、福祉・介護職員の人材確保の課題に対応する観点から、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤構築を行う障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所等」という。）に対して、人件費の改善や職場環境等の改善を行うために必要な費用を補助することを目的として、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及びこの要項の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、本事業の補助額について、当該補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）が、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付する請求情報による障害福祉サービス等報酬総額（以下「報酬総額」という。）に基づき、国保連が算定した額とされる仕組みであることに伴い、補助金交付に係る事務の一部を国保連に委託する。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、国実施要綱「4 対象事業所及び対象者」の要件を満たす施設・事業所等とする。

なお、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援を行う施設・事業所等については、本事業の対象外とする。

(補助額等)

第3条 補助額の算出方法は、国実施要綱「5 補助額」によるものとし、補助額は、補助事業者が国保連に送付する基準月の障害福祉サービス等報酬総額の請求情報に基づき、国保連が算定した額とする。

なお、基準月は、原則、令和6年12月とするが、事業所の判断により令和7年1月から3月までの任意の月に変更することができるものとする。

また、施設・事業所等に医療型障害児入所施設及び福祉型障害児入所施設（以下「障害児入所施設等」という。）を含む補助事業者については、国保連が算定した額に補助事業者が児童相談所へ送付する基準月の障害児施設措置費及び給付費（以下「措置費等」という。）の請求情報に基づき、算定した額を含めた額を補助額とする。

(補助金の交付対象事業者の決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の交付決定及び支払に係る申請書兼請求書及び留意事項に対する同意書(様式1)(以下、「同意書等」という。)及び障害福祉人材確保・環境改善等事業補助金計画書(様式2)(以下、「計画書」という。)を知事が別に定める日までに提出することとし、知事は、当該計画書の内容を審査のうえ補助金を交付すべき事業者として適当と認めたときは、補助金交付対象事業者決定通知書(様式6)を申請者に交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する交付申請は、第4条により決定された補助金交付対象事業所が、知事に提出した同意書等及び基準月の報酬総額及び措置費等の請求情報を国保連及び児童相談所に送付することをもって行ったものとする。

(変更の届出の届出)

第6条 補助事業者は、国実施要綱8「(4)都道府県知事への変更の届出」①～②に該当することとなった場合は、同項に基づき、変更届出書(様式4)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付及び交付決定)

第7条 知事は、第3条の規定に基づく交付においては、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定したうえ、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書(様式7)を補助事業者に交付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金実績報告書(様式3)により、別に知事が定める日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、交付確定通知書(様式8)により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第16条に規定する補助金の請求は、第5条に定める同意書等及び基準月の報酬総額及び措置費等の請求情報を毎月、国保連及び児童相談所に送付すること

をもって行ったものとする。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入控除税額報告書（様式 5）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(検査及び報告等)

第 1 2 条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し検査、報告その他必要な措置を求めることができる。補助事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第 1 3 条 補助事業者は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 1 4 条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和 7 年 3 月 4 日から施行する。